

【区分】

3. 第3期・本格的復旧・復興始動期(地震発生後4週間～6ヵ月)

3-03. 復興計画の策定と計画的市街地復興

[04] まちづくりの始動

【教訓情報】

01. 被災地は導入される事業と地域指定によって、「黒地地区」「灰色地域」「白地地域」と呼ばれるようになった。

【教訓情報詳述】

01) 被災地の多くは復興促進地域となり、その一部が重点復興地域とされた。この中でも土地区画整理・市街地再開発事業等が行政主導で進められる地域は「黒地地区」と呼ばれた。

【参考文献】

[引用] 復興都市計画の網がかぶせられ、土地区画整理事業や市街地再開発事業が行政主導で進められる神戸市内の「黒地地区」と呼ばれる6地区...(後略)...[震災復興調査研究委員会「阪神・淡路大震災復興誌」(第1巻)](財)21世紀ひょうご創造協会(1997/3),p.523]

>

[参考] [震災復興調査研究委員会「阪神・淡路大震災復興誌」(第2巻)](財)21世紀ひょうご創造協会(1998/3),p.437]によると、神戸市の復興促進地域5,887haのうち、震災復興土地区画整理事業対象の5地区および震災復興市街地再開発事業対象の2地区は、事業地区であり「黒地地区」と呼ばれ、2.5%を占めている。

>

[参考] (馬場順三・当時の西宮市長のインタビュー発言)
西宮市が森具、西宮北口、JR西ノ宮周辺を重点的に事業化することにした経緯が語られている。
[「阪神・淡路大震災復興誌」(第8巻)2002年度版](財)阪神・淡路大震災記念協会(2004/3),p.60-65]

>

[引用] (北村春江・当時の芦屋市長のインタビュー発言)
小林委員 地区を決められたのは県の指導ですか。
北村前市長 そうですね。全半壊率80%を超える地区ということで、若宮と中央と西部という3カ所になったんですけれども、若宮は高齢者が多くて、区画整理が無理だろうということになりましたので、住環境整備の方に... (中略)...区画整理でやろうとしたんだけど、やはり住民の方の負担が大きい。だから、住環境でやったということです。

[「阪神・淡路大震災復興誌」(第8巻)2002年度版](財)阪神・淡路大震災記念協会(2004/3),p.75]

【区分】

3. 第3期・本格的復旧・復興始動期(地震発生後4週間～6ヵ月)

3-03. 復興計画の策定と計画的市街地復興

[04] まちづくりの始動

【教訓情報】

01. 被災地は導入される事業と地域指定によって、「黒地地区」「灰色地域」「白地地域」と呼ばれるようになった。

【教訓情報詳述】

02) 重点復興地域の上記以外の地区は「灰色地域」と呼ばれ、数種類の任意事業が展開されることが予想される地域で、多くは震災前からまちづくり協議会が活動していた。

【参考文献】

[引用] 灰色地域
さまざまな取り組みが試みられてはいますが、依然として都市構造的震災復興が定かでない重点復興地域(密集事業や住市総事業地域などで、多くは震災前からまちづくり協議会が活動していた地域)。白地と黒地の中間的な意味から灰色地域と呼んでいます。[阪神大震災復興市民まちづくり支援ネットワーク編「阪神・淡路大震災 震災復興が教えるまちづくりの将来」学芸出版社(1998/2),p.16]

>

[参考] [震災復興調査研究委員会「阪神・淡路大震災復興誌」(第2巻)](財)21世紀ひょうご創造協会(1998/3),p.437]によると、神戸市の復興促進地域5,887haのうち、一般の土地区画整理事業、地区計画、住宅市街地総合整備事業、密集住宅市街地整備促進事業、住宅地区改良事業その他の制度の対象となる地区は推進地区として、「黒地地区」と「白地地域」の中間の「灰色地域」と呼ばれる。その占める割合は18.3%である。

【区分】

3. 第3期・本格的復旧・復興始動期(地震発生後4週間～6ヵ月)
3-03. 復興計画の策定と計画的市街地復興
[04] まちづくりの始動

【教訓情報】

01. 被災地は導入される事業と地域指定によって、「黒地地区」「灰色地域」「白地地域」と呼ばれるようになった。

【教訓情報詳述】

03) 重点復興地域以外の復興促進地域は、行政の支援も薄く「白地地域」と呼ばれ、神戸市では復興促進地域の8割を占めた。

【参考文献】

[参考] [震災復興調査研究委員会『阪神・淡路大震災復興誌【第2巻】』(財)21世紀ひょうご創造協会(1998/3),p.437]によると、行政の支援が薄く住民の自主的な取り組みで進める「白地地域」は、全体の79.2%を占めている。

【区分】

3. 第3期・本格的復旧・復興始動期(地震発生後4週間～6ヵ月)
3-03. 復興計画の策定と計画的市街地復興
[04] まちづくりの始動

【教訓情報】

01. 被災地は導入される事業と地域指定によって、「黒地地区」「灰色地域」「白地地域」と呼ばれるようになった。

【教訓情報詳述】

04) 神戸市は、二段階目の計画案の作成にあたって、「まちづくり協議会」の組織化、「現地相談所」の設置、「まちづくり専門家」の派遣の3点を基本として、事業の具体化を進めることとした。

【参考文献】

[引用] 二段階目の計画案の作成にあたっては、住民参加と公民協働のまちづくりに取り組むため、「まちづくり協議会」の組織化、「現地相談所」の設置による地域住民への細やかな対応、「まちづくり専門家」の派遣の3点を基本として、事業の具体化を進めることとした。[『神戸市震災復興総括・検証 住宅・都市再建分野 報告書』震災復興総括検証研究会(2000/3),p.10]

【区分】

3. 第3期・本格的復旧・復興始動期(地震発生後4週間～6ヵ月)
3-03. 復興計画の策定と計画的市街地復興
[04] まちづくりの始動

【教訓情報】

02. 「まちづくり協議会」が各地域で結成され活動を開始したが、急きょつくられた協議会の多くは当初混乱した。そうした中で、様々な専門家によって、まちづくりを支援する体制も作られた。

【教訓情報詳述】

01) 震災以前からまちづくり組織のあった地区では、直後から秩序だった活動が始められたが、急遽つくられた協議会では、運営等の初歩的な部分からうまくいかない、対抗する「住民の会」が結成されるなど、混乱した地区も多い。

【参考文献】

[参考] [日本都市計画学会関西支部 震災復興都市づくり特別委員会 都市復興研究部会 編著『ここまで来た震災復興1997』(1997/11),p.64-65]によると、震災以前からまちづくり組織のあった地区では、直後から秩序だった活動が始められたが、急遽つくられた協議会では、運営等の初歩的な部分からうまくいかない、対抗する「住民の会」が結成されるなど、混乱した地区も多い。

>

[参考] 神戸市の地区別まちづくり組織の結成状況については、[震災復興調査研究委員会『阪神・淡路大震災復興誌【第1巻】』(財)21世紀ひょうご創造協会(1997/3),p.569-575]参照。

>

[引用] (被災地市民グループインタビュー結果)避難所から出て行く人には、必ず行き先を書いてもらっ

た。古い商店街ゆえ、地域の強い絆を保つためであったが、結果的にその後のまちづくりを進めていく上でも連絡先をおさえて役立った。〔(財)阪神・淡路大震災記念協会『平成11年度 防災関係情報収集・活用調査(阪神・淡路地域)報告書』(2000/3),p.17〕

> [引用] (被災地市民グループインタビュー結果) 行政に負けないように勉強をしようと、新しい町を考える会を作り、十数名で毎晩様々な区画整理の勉強をした。勉強が大分進んだ段階で、被災者の意見を聞いて欲しいと行政の方たちにも来てもらって集会を開いて、皆で市に言いたい事を言った。行政不信だったのが、言いたい事を言って少し和んだ時期に、市からまちづくり協議会を作って欲しいと言ってきた。活動にも経費がかかるし、行政から地元の公式窓口として見なされないと提案が受け入れられないので、まちづくり協議会を立上げることにした。〔(財)阪神・淡路大震災記念協会『平成11年度 防災関係情報収集・活用調査(阪神・淡路地域)報告書』(2000/3),p.24〕

> [引用] こうした反発の中で行われた震災2ヶ月後の都市計画決定は、住民の“自衛本能”を呼び起こし、計画に対する異議申し立てや計画変更への立ち上がりの必要から住民組織の結成へと進んだ。もちろん、都市計画事業区域のすべてで、まちづくり協議会の自発的な立ち上がりを生んだわけではない。住民の側がほとんど自発的な対応力を発揮できない地域では、事業推進のために必要な住民の“受け皿”組織の結成を行政側が地域の有力者や旧来の地縁組織などに働きかけて、協議会が発足したところもある。〔松本誠「担い手の復興 - 市民主導者社会への始動」『阪神・淡路大震災復興誌[第4巻]1998年度版』(財)阪神・淡路大震災記念協会(2000/3),p.81〕

> [引用] 震災復興での住民・事業者等にとって最大の関心は、一日も早い再建である。区画整理の賛否の議論も根本にはこの切実な心情がベースになっている。したがって、まちづくり協議会で当初から将来のまちづくりビジョンを正面きって話合うということは、現実には難しい。…(中略)… 震災復興土地区画整理の特徴は、道路・公園等の公共施設整備と建築再建が時間的に連続していることであり、そしてこの再建した建物の用途や景観がそのまま将来のまちの性格や発展性を方向づけてしまうことである。

そのためには、その間に協議会は、発展的なまちづくりを行うためにビジョンをつくる必要がある。しかし、早期の仮換地、再建を追い続けるという直線的で重い課題の中で、将来のまちの発展のためのビジョンづくりという次元の異ったテーマを持ち込むことは容易でない。たとえコンサルタントが、将来につながるまちづくりビジョンづくりの必要性を示しても、住民が耳をかすことがなければそれで終わってしまう。むしろ震災復興における住民の心理的状况からいってそれが普通と言ってよい。〔久保光弘「新長田駅北地区(東部)土地区画整理事業まちづくり報告(9)」『報告きんもくせい』00年3月号』阪神大震災復興市民まちづくり支援ネットワーク(2000/3),p.2〕

> [引用] 住民は「築地地区復興委員会」を組織し、借家、持家、工業、商業の各分科会、道路・交通部会、町並・施設部会と町丁ごとのブロック委員会によって街づくりを検討した。当初は一般住民に情報が届かず不安や不満が広がり、復興委員会に対抗する形で「築地のまちづくりを考える会」が生まれた。住民が分裂するのではないかと不安も指摘されたが、双方は緊張関係にありながらも、「考える会」がニュースの全戸配布をおこなうなどで、住民のまちづくりへの意識を高め、補完関係を保った。〔『阪神・淡路大震災復興誌[第7巻]2001年度版』(財)阪神・淡路大震災記念協会(2003/3),p.435〕

> [引用] 全ての地区でスムーズにまちづくり協議会が設立されたわけではなく、広域な事業区域を設定した地区の中には、それまで交流がなかったこともありまちづくり協議会としての組織の一本化までに時間がかかる地区もあった。

また、中には、広い事業区域を工区区分して、まちづくり協議会のまちづくり提案がまとまったところから事業化していった地区や、当初はコミュニティ単位でまちづくり協議会が設立され、事業の経過の中で組織が統合されていった地区もあった。〔小林郁雄「復興市街地整備事業における取り組み」『阪神・淡路大震災 復興10年総括検証・提言報告(7/9) (第3編 分野別検証) V まちづくり分野』兵庫県・復興10年委員会(2005/3),p.83〕

> [引用] 最初に都市計画決定された地区のうち、震災前から再開発準備組合等のまちづくりの取り組みのあった地区では、関係権利者の所在把握等も比較的スムーズに行われ、都市計画の縦覧前に権利者アンケートを実施して、再開発事業の実施に関する方向性を確認できた地区もあった。しかし、その他の多くの地区では、都市計画案の縦覧に先立ち、説明会の開催、まちづくりニュースの発行、現地相談所の開設等の手続きがとられたが、関係権利者の所在把握も不十分な地区もあり、合意形成面での課題は大きかった。緊急時に住民の意向が把握できなかったのは、(1)避難している人が多く、現地に残っている人が少なかったこと。(2)従前に事業化の組織が無かったこと。(3)行政も人手が充分でなかったことが理由にあげられる。〔小林郁雄「復興市街地整備事業における取り組み」『阪神・淡路大震災 復興10年総括検証・提言報告(7/9) (第3編 分野別検証) V まちづくり分野』兵庫県・復興10年委員会(2005/3),p.100〕

【区分】

3. 第3期・本格的復旧・復興始動期(地震発生後4週間～6ヵ月)

3-03. 復興計画の策定と計画的市街地復興

【04】まちづくりの始動

【教訓情報】

02. 「まちづくり協議会」が各地域で結成され活動を開始したが、急きょつくられた協議会の多くは当初混乱した。そうした中で、様々な専門家によって、まちづくりを支援する体制も作られた。

【教訓情報詳述】

02) 協議会が震災直後の混乱の中で設立され、コミュニティの構成を正確に反映していない場合のあることなども指摘された。

【参考文献】

【参考】復興まちづくりへの住民参加のあり方については[阪神・淡路まちづくり支援機構付属研究会 編『提言 大震災に学ぶ住宅とまちづくり』東方出版(1999/3),p.150-157]参照。

> 【参考】まちづくり協議会の運営方法が大きな制度的課題とする指摘が[日本都市計画学会関西支部 震災復興都市づくり特別委員会 都市復興研究部会 編著『こまできた震災復興1997』(1997/11),p.85]にある。

> 【参考】再開発に関する協議会、専門家派遣のあり方に関する課題については[阪神・淡路まちづくり支援機構付属研究会 編『提言 大震災に学ぶ住宅とまちづくり』東方出版(1999/3),p.68-70]参照。

> 【引用】震災前のまちづくり協議会は、自治会などを中心に各種団体を包含するかたちで、地域としてのまとまりを基本にしてまちづくりを考えるということで、その規模は小さくても10ha、大きいところでは100haを超えるところもみられ、その規模はそれぞれの地域特性をいかにすなかで地域住民が自らのまちづくりを考えるうえで適当な規模として評価されていた。

それに対して、震災後のまちづくり協議会は震災前はまったくみられなかった町丁目単位の協議会の結成が多く見られることも大きな特徴としてあげられる。…(中略)…

このことは、自治会単位が小さいところが多かったことに加えて、震災直後人々が散り散りになり混乱するなかで、まず今後について話し合う場を確保することが可能な単位であったことなどによる。…(中略)…

これまでの経過をみると、概して当初から1事業地区1協議会のところのほうが事業進捗が早いことが一つの傾向としてあげられる。それは、復興を目指した地域の人々の思いが大きな推進力になっていることに加え、当初からまち全体を見すえて徹底的に議論できる場があったことが考えられる。

『まちづくり協議会による震災復興まちづくりの検証 - 地域コミュニティによる個性ある下町再生 - 』(社)日本建築学会近畿支部環境保全部会(2000/3),p.3-5]

> 【引用】「まちづくり」については住民の側の情報があまりにも乏しく、立ち上がりに無駄な時間とエネルギーを空費したという悔いが残る。またコミュニティが培ってきた生活世界の再建という目標が行政にも理解されず、施設優先の標準メニューで塗りつぶされたのは、住民のもつ情報が適切に伝わらなかったことに原因がある。[小森星児「検証と情報公開」『報告きんもくせい 99年8月号』阪神大震災復興市民まちづくり支援ネットワーク(1999/8),p.1]

> 【引用】当時協議会は区画整理の住民案を神戸市に提出すべく頻繁に役員会を開いていましたが、住民の思いはどうしても「住まいはどうなる？」の方にいき、議論がなかなか前に行かない状態でした。[小野幸一郎「全焼地区・長田区御蔵通5・6丁目における共同建替住宅と“コミュニティプラザ”構想(上)」『報告きんもくせい 99年7月号』阪神大震災復興市民まちづくり支援ネットワーク(1999/7),p.2-3]

> 【参考】震災直後の被災地では、まちづくりについて話し合う、集まる場を確保することにも苦慮したことが、神戸市灘区琵琶町(六甲道駅西地区)を例に示されている。[池田寛彦「区画整理を乗り越え、今後の街づくりを考える」神戸まちづくり協議会連絡会・阪神大震災復興市民まちづくり支援ネットワーク『震災復興まちづくり“5年と今後”/市民まちづくりブックレット(7)』阪神大震災復興市民まちづくり支援ネットワーク(2001/4),p.13]

> 【引用】(座談会記録より中島克元氏の発言)
全壊・半壊だった地域と全焼だった地域は、その後の立ち上がりが全く違うのです。焼けていない地域では住民はまだ地域の避難所や家の近所に残るのですが、全焼だと住民はみんな田舎に帰ってしまいます。だから、住民がどこにいるのか分からない、という状況がスタート地点でした。
[神戸まちづくり協議会連絡会・こうべまちづくりセンター『震災復興まちづくり“本音を語る”/市民まちづくりブックレット(2)』阪神大震災復興市民まちづくり支援ネットワーク(1999/5),p.29-30]

【区分】

3. 第3期・本格的復旧・復興始動期(地震発生後4週間～6ヵ月)

3-03. 復興計画の策定と計画的市街地復興

【04】まちづくりの始動

【教訓情報】

02. 「まちづくり協議会」が各地域で結成され活動を開始したが、急きょつくられた協議会の

多くは当初混乱した。そうした中で、様々な専門家によって、まちづくりを支援する体制も作られた。

【教訓情報詳述】

03) 様々な専門家によって、まちづくりを支援する体制も作られた。

【参考文献】

[参考] コンサルタントなどによる支援活動の状況については[震災復興調査研究委員会『阪神・淡路大震災復興誌【第1巻】』(財)21世紀ひょうご創造協会(1997/3),p.567-568]に紹介されている。

>

[参考] 様々な支援ネットワークの例は[日本都市計画学会関西支部 震災復興都市づくり特別委員会 都市復興研究部会 編著『ここまで来た震災復興1997』(1997/11),p.64-70]参照。

>

[参考] 専門家派遣制度については[阪神・淡路まちづくり支援機構付属研究会 編『提言 大震災に学ぶ住宅とまちづくり』東方出版(1999/3),p.157-161]参照。

>

[参考] 日本建築学会近畿支部環境保全部会は、神戸市内33協議会が参加する「神戸まちづくり協議会連絡会」の設立を支援した。[震災復興調査研究委員会『阪神・淡路大震災復興誌【第2巻】』(財)21世紀ひょうご創造協会(1998/3),p.435-436]

>

[引用] (被災地市民グループインタビュー結果)住民案を考えようというときに、市からコンサルタントが派遣された。「私は住民の味方でも市の味方でもない第三者の立場で意見を言います。」と言って、すばらしい取組を見せてくれた。8地区で週に1回の集会をそれぞれ持っていたが、毎回来て指導してくれた。[(財)阪神・淡路大震災記念協会『平成11年度 防災関係情報収集・活用調査(阪神・淡路地域)報告書』(2000/3),p.25]

>

[引用] (被災地市民グループインタビュー結果)私達が自分達のまちづくりを研究しているところに、様々な大学の先生が入ってきて、他の地域の情報を比較して持ってきて混乱したことがあった。調整はするが、他の地区の条件が異なるのは、諸条件が異なるので仕方ない。そういう比較は止めて、自分達の街を考えることにした。[(財)阪神・淡路大震災記念協会『平成11年度 防災関係情報収集・活用調査(阪神・淡路地域)報告書』(2000/3),p.25]

>

[引用] 従来からまちづくりの活動があった地域を除き、被災した多くのまちで、ほとんどの住民にとってまちづくりははじめての体験となった。一斉にまちづくり計画の立案を進めるに当たり、ノウハウの提供をし、役所では言えないまちづくり上のサジェスションを住民に与え、プロジェクトの推進に貢献したのはまちづくりコンサルタントという専門家たちであった。彼らの努力によってまちづくりが進んだ地区は多く、逆に、彼らのような専門家が登場しなかった地域の中に、計画が遅れた場所もあるといえる。[伊藤 滋『復興まちづくりをめぐる課題とあり方』『阪神・淡路大震災 震災対策国際総合検証事業 検証報告 第5巻(まちづくり)』兵庫県・震災対策国際総合検証会議(2000/8),p.34]

>

[引用] まちづくりの興味深い一面は、コンサルタントと女性、若者の参加だった。神戸市では、コンサルタントはさまざまな地区に派遣され、第二段階の計画立案を支援した。しかしながら、コンサルタントに与えられた指示は市によって異なっていた。市がコンサルタントに望んだことは、何をなすべきかという事に関して市民間の同意を固めること、すでに示された計画の同意を得ること、アイデアを具体化すること、そして行政と一般市民を結びつけることだった。

コンサルタントは活発な調整役として重要な役割を果たした。最大の関門は状況を取りまとめ、相互信頼をうたて、市民と行政の間の対立を減らすことだった。実際コンサルタントが、市民に代わって行政側の計画を変更するよう提唱した場合も何度かあった。幾人かのまちづくりのリーダーは、コンサルタントが多くの問題解決を助けたという。

コンサルタントには沢山のジレンマがあった。最も難しい問題は、クライアントは一体誰なのかという疑問に集中した。実際にやってみたら、コンサルタントは客観的な第三者という立場が効果的に受け入れられていった。専門的な知識が役立つ場合もあった。しかしコンサルタントの主な役割は、行政と市民の両側がお互いの理解を助け、それによって利益の均衡がもたらされるようにすることだった。多くの場面、これは特に困難を極める仕事だった。

[ケネス・C・タッピング『復興まちづくりをめぐる課題とあり方』『阪神・淡路大震災 震災対策国際総合検証事業 検証報告 第5巻(まちづくり)』兵庫県・震災対策国際総合検証会議(2000/8),p.83-84]

>

[引用] 震災直後から、各地区へのまちづくりの専門家派遣を迅速に行うため緩やかなネットワーク組織が対応した。専門家どうし、さまざまな支援団体の活動の基盤と情報交流の場をつくり出してきた。しかし、時間の経過とともに、参加する専門家の領域とメンバーが狭まるなど、常に広い分野からの参加を働きかけることが必要である。[『神戸市震災復興総括・検証 住宅・都市再建分野 報告書』震災復興総括検証研究会(2000/3),p.50]

【区分】

3. 第3期・本格的復旧・復興始動期(地震発生後4週間～6ヵ月)

3-03. 復興計画の策定と計画的市街地復興

[04] まちづくりの始動

【教訓情報】

02. 「まちづくり協議会」が各地域で結成され活動を開始したが、急きょつくられた協議会の多くは当初混乱した。そうした中で、様々な専門家によって、まちづくりを支援する体制も作られた。

【教訓情報詳述】

04) 専門家によるまちづくり支援体制について、震災直後の立上げ時期に仕組みがなかった等の課題も指摘された。

【参考文献】

〔引用〕(シンポジウムにおいて高田昇氏の発言)震災復興に関して、まちづくり協議会もそうでしたが、専門家にもわか専門家であったように思います。1つは、震災復興というこれまでまったく経験したことのない状況のなかで、みんなが納得することを何か言わなければならないということでのにわか専門家、もう1つは、多くの都市計画の専門家は、震災前、まちづくりの現場での仕事をほとんどしていなかったのにもかかわらず、しなければならぬような状況におかれてしまったということです。[『まちづくり協議会による震災復興まちづくりの検証 - 地域コミュニティによる個性ある下町再生 - 』(社)日本建築学会近畿支部環境保全部会(2000/3),p.48]

〔引用〕(シンポジウムにおける中島克元氏の発言)今回ほど大学の先生が役に立たなかったことはないと思います。いろいろな意識調査と称して学生が地域に入ってきましたが、卒業論文や修士論文が完成するとそれっきり来なくなりました。地域に腰を落ち着けて入り、住民とまちづくりの議論をしていければ、もっといい関係ができたと思います。若い学生を交えて、住民とまちづくりについて話し合う機会が欲しかったと思います。…(中略)…そうでない先生が地域に入り、言わなくてもいいことを言ってしまう、地域を混乱させてしまいました。社会正義上正しいことを決めているのではなく、前にすすむための最大公約数を見つけようとしている時に、そもそも都市計画法がどうのとか言われてもどうしようもないのです。[『まちづくり協議会による震災復興まちづくりの検証 - 地域コミュニティによる個性ある下町再生 - 』(社)日本建築学会近畿支部環境保全部会(2000/3),p.48]

〔引用〕(座談会の中で梅田祐啓氏の発言)梅田 でも、コンサルタントの先生が大阪から来られると、長田という下町の感覚にちょっとズレがあるのではないかと思えます。神戸市に詳しい方に来ていただかないとその役員さんには苦勞があるのではないのでしょうか。ましてわれわれのところは、大正時代からあるような、しがらみがあるまちですから、感覚がちがうのです。[『座談会1 / みんなの“協働”でなしとげた協働建替』協働のまちづくり・すまいづくり このまちと共に / 震災復興土地区画整理事業における協働建替の記録(1995～2000)』神戸市都市計画局(2000/3),p.176]

〔引用〕まちづくり活動を支援するために地区にコンサルタントが派遣されてきます。ところが鷹取東地区では、来るコンサルタントを次から次へとクビにしました。明らかに行政よりの意見を吐いたり、るくでもない計画しか出せなかったりする。[谷口和子「区画整理事業は誰のもの？住民の家は建つのか」神戸まちづくり協議会連絡会・阪神大震災復興市民まちづくり支援ネットワーク『震災復興まちづくり“5年と今後” / 市民まちづくりブックレット(7)』阪神大震災復興市民まちづくり支援ネットワーク(2001/4),p.27]

〔引用〕建築関係者やコンサルタントだけでなく、弁護士や司法書士などそれぞれの組織が機関決定した形の「阪神・淡路まちづくり支援機構」は、総合的な専門家ネットワークを意図したものであった。「復興まちづくり支援事業」の専門家登録も行き、多分野にわたる専門家が連携して、市民の復興まちづくりを支援する組織という前例のない存在として、一定の成果を上げた。専門分野間の考え方の違い等により組織設立にエネルギーがかかり、その設立は震災から1年8ヶ月後のことであった。このため、最もニーズの高かった時に実力を発揮することが出来なかったことが課題として指摘された。今後は、平常時から非常時対応の横断的組織づくりを考え進める必要がある。

[土井幸平「復興のまちづくりにおける取り組み」『阪神・淡路大震災 復興10年総括検証・提言報告(7/9) (第3編 分野別検証) V まちづくり分野』兵庫県・復興10年委員会(2005/3),p.34]

〔引用〕今回は、新たに設立した「財団法人阪神・淡路大震災復興基金」による復興まちづくり支援事業により、まちづくりアドバイザーやコンサルタントが派遣されたが、震災から半年以上たった平成7年9月からであり、震災直後のまちづくり立上げ時期には機能しなかった。今後は、できる限り早期に支援できるように平常時から震災復興の派遣システムを準備するべきである。[小林郁雄「復興市街地整備事業における取り組み」『阪神・淡路大震災 復興10年総括検証・提言報告(7/9) (第3編 分野別検証) V まちづくり分野』兵庫県・復興10年委員会(2005/3),p.103]

【区分】

3. 第3期・本格的復旧・復興始動期(地震発生後4週間～6ヵ月)

3-03. 復興計画の策定と計画的市街地復興

[04]まちづくりの始動

【教訓情報】

03. 被災直後の混乱期でもある復興都市計画事業の初動期において、関係者間で協議を深めていくため、様々な取り組みが行われた。

【教訓情報詳述】

01) 被災直後の混乱期に、それぞれの地区の特性に応じた、合意形成に向けて足がかりをつくるための懸命な取り組みが行われた。

【参考文献】

[引用] 震災直後の数カ月は被災者にとっては避難所での避難生活を余儀なくされ、応急仮設住宅への移転入居が始まる等、震災直後の混乱期であり、将来のまちの復興まで考えが至らない状況であった。また、行政にとっては救助活動や復旧活動、応急仮設住宅の手当て、被災状況の把握と復興計画の方針づくり等、震災直後の一番の繁忙期であり、地域の中で復興事業の実施に向けた合意形成を図っていくための地道な取組を行うことはなかなか困難な時期であった。[『復興市街地整備事業とその推進方策に関する調査 概要版 - 阪神・淡路大震災復興事例を通して - 』兵庫県(2003/3),p.35]

>

[引用] (尼崎市:築地地区復興委員会)
3町会のみでは、まとめにくいこともあり、新たに組織が必要と判断した。常任委員会は、復興委員会が38名と多いため、さらに意志決定を早めるために設けた。
しかし、1,000戸もあるため、ブロック会議を最終の意志決定の場とした。当初は週に1回、夕方7時からブロック会議を開催し、さらに住民集会を月に2回ほど開催した。
[『復興市街地整備事業とその推進方策に関する調査 概要版 - 阪神・淡路大震災復興事例を通して - 』兵庫県(2003/3),p.37]

>

[引用] (津名郡一宮町:郡家地区まちづくり委員会)
以前は4町内にそれぞれ集会所を持っていたが、震災で全て倒壊してしまった。そこで、1カ所に大きい集会所を再建しようという提案があり、2階建てで2つの会議が同時にできる施設を建設してもらった。これによって連絡や話し合いがスムーズにいった。
[『復興市街地整備事業とその推進方策に関する調査 概要版 - 阪神・淡路大震災復興事例を通して - 』兵庫県(2003/3),p.37-38]

【区分】

3. 第3期・本格的復旧・復興始動期(地震発生後4週間～6ヵ月)

3-03. 復興計画の策定と計画的市街地復興

[04]まちづくりの始動

【教訓情報】

03. 被災直後の混乱期でもある復興都市計画事業の初動期において、関係者間で協議を深めていくため、様々な取り組みが行われた。

【教訓情報詳述】

02) 早期に事業用仮設住宅や仮設店舗を設置することにより、まちづくりの協議、事業の進捗が図られることとなった。

【参考文献】

[引用] 震災直後の混乱を脱して、応急仮設住宅が建設されるなど、生活再建に向けての立ち上がりを見せ始めると、住民側にも復興に向けて前向きに考えていこうという状況も生れてきた。[『復興市街地整備事業とその推進方策に関する調査 概要版 - 阪神・淡路大震災復興事例を通して - 』兵庫県(2003/3),p.36]

>

[参考] 事業計画認可前、又は都市計画決定前の段階で事業用仮設住宅の必要性があり、市が借り上げたり、施行者である住宅・都市整備公団や準備組合が用意した等の対応が[『復興市街地整備事業とその推進方策に関する調査 概要版 - 阪神・淡路大震災復興事例を通して - 』兵庫県(2003/3),p.33]にまとめられている。

>

[参考] 神戸市灘区の弓木町4丁目地区では、権利者離散により復興の協議が進まなくなる等の懸念から、「準備組合メンバーが自ら資金調達を行って、事業区域内で自力で仮設住宅を建設した。」[『復興市街地整備事業とその推進方策に関する調査 概要版 - 阪神・淡路大震災復興事例を通して - 』兵庫県(2003/3),p.17・p.33]

>

[引用] (北淡町の富島地区)
「緊急の生活基盤確保」の対策として、「漁村集落で仮設倉庫の必要性が高かったが、周辺に貸し倉庫はなかった」ため、「当面の再建計画がない土地を町が借り上げて、仮設倉庫を供給した」。
[『復興市街地整備事業とその推進方策に関する調査 概要版 - 阪神・淡路大震災復興事例を通して - 』

兵庫県(2003/3),p.25]

>

[引用] 土地区画整理事業地区においても、事業計画決定前の仮設住宅の建設を実現したが、居住者数が多いこともあり、事業用仮設住宅の建設だけでは対応できず、周辺の民間マンションの借り上げ等により、仮設住宅の確保を図った。また、現地において都市計画法第53条による建物(災害による応急措置建築)の対応もされたが、このことが後に事業推進上の支障となった地区(公園予定地内に建設した仮設店舗の撤去に時間を要し、公園整備が遅れた。)もあった。[小林郁雄「復興市街地整備事業における取り組み」『阪神・淡路大震災 復興10年総括検証・提言報告(7/9) (第3編 分野別検証) V まちづくり分野』兵庫県・復興10年委員会(2005/3),p.101]

>

[引用] 仮設店舗については、応急仮設住宅のような支援策がほとんどなく、再開発事業や土地区画整理事業等の事業用仮設店舗を確保する以外には、商店街組織を通して個別補助を行った自治体があったが、利用者は限定されることになった。

仮設店舗建設の需要が高い駅前商業地等では、地区周辺での用地確保が難しい場合が多く、用地を確保しても商業上の立地条件が悪く、事業期間中の営業で苦戦を強いられたり、適当な用地を確保できず事業区域内に用地確保をして後の工事の支障となった事例が見受けられた。

[小林郁雄「復興市街地整備事業における取り組み」『阪神・淡路大震災 復興10年総括検証・提言報告(7/9) (第3編 分野別検証) V まちづくり分野』兵庫県・復興10年委員会(2005/3),p.101]

>

[引用] 今回は組合が独自の工夫で都市計画決定前に仮設店舗や事業用仮設住宅を用意した事例や、事業計画決定前に事業用仮設住宅を建設するための工夫が行われたが、現地での仮設住宅や店舗の確保は、人のネットワークを現地に残し、地域の復興力を高め事業促進や合意形成に役立った。[小林郁雄「復興市街地整備事業における取り組み」『阪神・淡路大震災 復興10年総括検証・提言報告(7/9) (第3編 分野別検証) V まちづくり分野』兵庫県・復興10年委員会(2005/3),p.104]

【区分】

3. 第3期・本格的復旧・復興始動期(地震発生後4週間～6ヵ月)

3-03. 復興計画の策定と計画的市街地復興

【04】まちづくりの始動

【教訓情報】

03. 被災直後の混乱期でもある復興都市計画事業の初動期において、関係者間で協議を深めていくため、様々な取り組みが行われた。

【教訓情報詳述】

03) 都市計画事業における先行買収制度を活用し、地区外転出による生活再建という選択肢を被災権利者に示すことができた。

【参考文献】

[引用] 権利者の中にも、震災を機に、商業者が廃業したり、高齢者が地区外の親族と同居したり、複雑であった権利関係を金銭で清算する等、資産を換金して生活再建を図ることを希望する権利者も少なくなく、権利者に多様な選択肢を提供するという意味でも、先行買収の実施は有効であった。[『復興市街地整備事業とその推進方策に関する調査 概要版 - 阪神・淡路大震災復興事例を通して - 』兵庫県(2003/3),p.39]

>

[引用] 今回、震災による課税特例措置として、土地区画整理事業の事業計画決定以後の減価買収に係る5,000万円特別控除が、都市計画決定以後に拡大され、土地区画整理事業や第二種市街地再開発事業の施行者以外にも先買い者が拡大されたが、その中でも特に区画整理事業における特別控除の適用拡大は、事業進捗の上で有効であった。[『復興市街地整備事業とその推進方策に関する調査 概要版 - 阪神・淡路大震災復興事例を通して - 』兵庫県(2003/3),p.39]

>

[引用] 再開発事業、改良事業、密集事業での転出者のための、代替地については、平成7年度～11年度の間、被災市町村において行政等が土地等を買取る場合、復興事業用の代替地とみなして、土地譲渡所得に対する2000万円控除が適用され、この課税特例により、事業の進捗を図ることができた。[『復興市街地整備事業とその推進方策に関する調査 概要版 - 阪神・淡路大震災復興事例を通して - 』兵庫県(2003/3),p.39]

>

[引用] 今回、震災による課税特例措置として、被災市街地復興土地区画整理事業及び被災市街地復興推進地域内で施行された市街地再開発事業(第二種)については、事業計画決定以後の土地の先行取得についての5,000万円特別控除が、都市計画決定以後に拡大され、事業用種地の確保と事業進捗の上で有効であった。

権利者の中にも、震災を機に、商業者が廃業したり、高齢者が地区外の親族と同居したり、複雑であった権利関係を金銭で清算する等、資産を換金して生活再建を図ることを希望する権利者も少なくなく、権利者に多様な選択肢を提供するという意味でも、先行買収の実施は有効であった。

一方、再開発事業や改良事業で戸建住宅・戸建店舗等を希望する権利者や、密集事業で道路拡幅により従前規模の住宅の再建が困難になる権利者については、代替地を斡旋して転出を支援する必要があった。そこで、平成7年度～11年度の間、被災市町村において行政等が土地等を買取る場合、復興事業用の

代替地とみなして、土地譲渡所得に対する2,000万円控除が適用された。この課税特例により、代替地の取得を推進し、事業の進捗を図ることとした。

[小林郁雄「復興市街地整備事業における取り組み」『阪神・淡路大震災 復興10年総括検証・提言報告(7/9) (第3編 分野別検証) V まちづくり分野』兵庫県・復興10年委員会(2005/3),p.86]

>

[引用] 今回の震災では、例えば、土地区画整理事業では、都市計画決定後事業認可前における税金控除が有効に働き、転出による生活再建を希望する人の用地買収を進めることで、合意形成を促進することができた。事業全体の促進・早期の生活再建という面では、転出を含めた生活再建の多くの選択肢を早期に提示することが重要である。[小林郁雄「復興市街地整備事業における取り組み」『阪神・淡路大震災 復興10年総括検証・提言報告(7/9) (第3編 分野別検証) V まちづくり分野』兵庫県・復興10年委員会(2005/3),p.103]

【区分】

3. 第3期・本格的復旧・復興始動期(地震発生後4週間～6ヵ月)

3-03. 復興計画の策定と計画的市街地復興

【04】まちづくりの始動

【教訓情報】

03. 被災直後の混乱期でもある復興都市計画事業の初動期において、関係者間で協議を深めていくため、様々な取り組みが行われた。

【教訓情報詳述】

04) 地元提案を行政側が受け止め、これを最大限に生かした事業計画としたことで、住民の姿勢が変わった。

【参考文献】

[引用] (西宮市西宮北口駅北東地区:北口・高木まちづくり協議会)

住民は、市は強行に事業計画決定を行ってくだらうと予想していたが、しかし、市は地元の意見を汲んで「地元案」を待つとの方針変更をトップ決断として決定した。

協議会としては、仰天の決定であり、否応なく、地元案協議を開始するに至った。約2月のミニ集会を開催し、地元案のとりまとめを行った。これによって、地元の意識が変わっていった。

[『復興市街地整備事業とその推進方策に関する調査 概要版 - 阪神・淡路大震災復興事例を通して - 』兵庫県(2003/3),p.38]

>

[引用] (西宮市森具地区:香櫨園森具地区まちづくり協議会)

当初は区画整理への反対意見も多く、合意形成がうまくいっていただけではなかった。転機となったのは、まちづくり協議会から行政に対して、ループ状道路を提案した後に、反映されないと思っていたものが、市がその案を取り入れた案を持ってきた時に、みんなの目の色が変わり、市との協働が始まったと思う。

[『復興市街地整備事業とその推進方策に関する調査 概要版 - 阪神・淡路大震災復興事例を通して - 』兵庫県(2003/3),p.38]

>

[引用] 震災復興において、都市や住宅再建の物的(ハード)整備に関する行政の努力と、まちとすまい再生への市民の熱望とのあいだに、微妙なすれ違いが生じた。それは、都市再建(まち(くらし)の再生、住宅再建(すまい)の再生、という関心事の微妙な違いに起因していたのであろう。[小林郁雄「震災復興まちづくりかた市民まちづくりへ」『阪神・淡路大震災復興誌』[第9巻]2003年度版(財)阪神・淡路大震災記念協会(2005/3),p.189]

>

[引用] 震災直後の混乱を脱して、応急仮設住宅が建設されるなど、生活再建に向けての立ち上がりを見せ始めると、住民側にも復興に向けて前向きに考えていこうという状況が生れてきた。こうした変化の背景には、現地相談所において個別相談、地元説明会を重ね、事業手法の仕組みやそのメリット等について丁寧な説明を繰り返したことにあると考えられる。[小林郁雄「復興市街地整備事業における取り組み」『阪神・淡路大震災 復興10年総括検証・提言報告(7/9) (第3編 分野別検証) V まちづくり分野』兵庫県・復興10年委員会(2005/3),p.83]